

広島県福祉のまちづくり条例

平成7年3月15日制定

条例前文

すべての人々が等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、人間として平等に生きていくことのできる真に豊かな福祉社会の実現は、私たち一人ひとりが自分自身の問題として受けとめるべき共通の課題であり、また、願いでもある。

こうした社会を実現するためには、障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻むさまざまな障壁を取り除き、すべての県民が自らの意思で自由に行動し、社会参加できるような環境を整備していくことが必要である。

ここに私たちは、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らし、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりに率先して取り組むことを決意し、この条例を制定する。

はじめに

広島県では、平成7年3月15日に「広島県福祉のまちづくり条例」(平成7年広島県条例第4号)を制定しました。

この条例は、

- 1 **すべての県民が、福祉のまちづくりに積極的に取り組む意識を高めること。**
- 2 **すべての県民が、自らの意思で自由に行動し、社会参加できるよう環境の整備を推進すること。**
- 3 **すべての県民が、お互いの立場を尊重しあいながら、ともに暮らし、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりを推進すること。**

を基本方針としています。

この福祉のまちづくりを実現していくためには、すべての県民の皆様に積極的に取り組んでいただくとともに、不特定多数の人が利用する施設を、すべての人が安全かつ円滑に利用できるように整備することが必要です。

この整備マニュアルは、不特定多数の人が利用する建築物、道路、公園及び駐車場といった施設の事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様に「広島県福祉のまちづくり条例」をより深く理解していただくため、条例における「整備基準」(基本的な整備基準)及び円滑に利用できる「誘導基準」(望ましい基準)を解説したものです。

事業者及び設計者をはじめ、県民の皆様がこの整備マニュアルを有効にご活用していただき、生きがいをもって生活することができる住みよい福祉のまちづくりの実現に向けて、より一層のご協力をお願いいたします。

平成7年10月

平成22年4月一部改訂